

聖マリアンナ医科大学病院で発覚した 精神保健指定医の資格取得の不正についての意見書

2015年4月28日

厚生労働省大臣 塩崎 恭久様

〒530-0047

大阪市北区西天満5丁目9番5号

谷山ビル9階

NPO大阪精神医療人権センター

代表理事 位田 浩

代表理事 大槻 和夫

TEL 06-6313-0056 FAX 06-6313-0058

当センターは、『扉よ、ひらけ』をスローガンに、精神科病院の閉鎖性や密室性によって生じる精神障害者に対する人権侵害を防止し、安心してかかれる精神医療を実現させるための活動を29年にわたって続けている、当事者、家族、精神科医療福祉従事者、弁護士、市民等で構成される特定非営利活動法人です。

さる4月15日、厚生労働省は、聖マリアンナ医科大学病院において精神保健指定医の資格を不正に取得したとして20名の資格を取り消すことを公表しました。精神保健指定医は、措置入院、医療保護入院、応急入院などの強制入院や隔離・身体拘束などの行動制限の必要性を判断する権限があり、措置入院の必要性の判定などにおいては「みなし公務員」として職務にあたることとなります。そのため、指定医になるためには、関係法規等に関する研修を履修し、かつ、法令で定められた一定の実務経験を有することなどが要件とされています。このような指定医の資格が不正に取得されていたとすれば、実質的に権限のない医師の判断により強制入院や行動制限がなされていたといえ、患者の人権を侵害するものです。入院患者の権利擁護の観点からみて決して看過することはできません。

しかも、医療技術だけでなく倫理面も含めて医師を育成し社会に送り出す責務のある大学病院での事件であることからすると、今回のケースは氷山の一角に過ぎず、指定医を育成する他の病院でも同様のことが行われているのではないかと当センターは危惧しています。

精神保健福祉法は、強制入院や行動制限など入院患者の自由や権利に対する制限を広範に認めています。他方で、入院患者の権利や尊厳を守る視点はあまりに不十分であり、精神医療審査会などの権利擁護制度は機能しているとは言いがたい現状にあります。

今回の問題は、一病院における指定医資格の不正取得にとどまらず、指定医に強制入院や隔離・身体拘束という権利侵害を伴う強力な権限を与えている精神医療制度そのものの問題とはいえないでしょうか。日本では国際的水準からして人口あたりの精神科病床が4倍と多すぎるうえ、強制入院と隔離・身体拘束数が飛び抜けて多く、年々増加し続けています。権利制限が濫用されているといってもよい現状も、指定医がいったん判断すれば、強制入院や隔離・身体拘束の必要性や妥当性を実質的にチェックできていないことから生じています。

このような状況を見直し改善するためには、強制入院や隔離・身体拘束の最小化とそれを推しすすめるための第三者機関による監視体制が必要不可欠です。

新聞報道によると、厚生労働省は今後、不正取得した医師と指導医の計20人について業務停止などの行政処分を検討するとのことでした。

しかし、今回の事件を単なる資格の不正取得の再発防止にとどめてはなりません。精神保健福祉法や精神医療制度自体を入院患者の人権と尊厳を軸として根本的に見直し改革することが必要であると当センターは考えています。そのためには、患者の立場に立った第三者による監視制度が必要であり、当センターがすすめている精神科病院への訪問活動等の患者の人権保障のしくみを導入することを強く求めます。

厚生労働省には、入院患者の権利擁護を促進するために積極的に取り組んで頂きたいと思います。

以上